

## 社会福祉法人 未来 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せ役員等という。
- (2) 本規定でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。
- (3) 本規定でいう非常勤とは所定週平均2日以上勤務に該当しない勤務をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称は如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は次に掲げる報酬等の区分に応じ、該当各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
  - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
  - 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月1日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌営業日)
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
  - 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員への出席など法人。施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - 3 報酬等は現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表6に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常勤の理事に対する交通費については、職員交通費の例にする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算をする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡しによって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(評議員に対する報酬)

第9条 評議員が評議員会に出席した場合の報酬として、1日あたり6,000円(源泉徴収額控除後)を支給することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補測)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項が生じた場合、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

別表第 1(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長(業務執行理事を置かない場合)	月額 400,000 円
理事長(業務執行理事を置く場合)	月額 200,000 円
業務執行理事	月額 300,000 円
理事	月額 200,000 円

別表第 2(常勤の理事の賞与)

7 月賞与	報酬月額×1 ヶ月	12 月賞与	報酬月額×1 ヶ月
-------	-----------	--------	-----------

別表第 3(常勤の理事の退職金算定式)

最終報酬月額	× 在任年数 × 係数
--------	-------------

上記在任年数は 1 カ月単位として端数は月割りとする。ただし 1 ヶ月未満は 1 ヶ月切り上がる

1 年～2 年未満	0.5 係数	4 年～5 年未満	3.5 係数	7 年～8 年未満	6.5 係数
2 年～3 年未満	1.5 係数	5 年～6 年未満	4.5 係数	8 年～9 年未満	7.5 係数
3 年～4 年未満	2.5 係数	6 年～7 年未満	5.5 係数	9 年～10 年未満	8.5 係数
				10 年以上	一律 9.5 係数

別表第 4(非常勤の役員の報酬)

理事	日額
理事会等会議への出席	6,000 円(業務時間が 4 時間未満の場合は 3,000 円)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	同上

監事	日額
監事監査指導報酬等	6,000 円(業務時間が 4 時間未満の場合は 3,000 円)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	同上

別表第 5(評議員の報酬)

評議員	日額
評議員会への出席	6,000 円(業務時間が 4 時間未満の場合は 3,000 円)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	同上

別表第 6(旅費)

旅費	実費	宿泊費	20,000 円
その他費用	実費		